

様式 1

明 細 書

作成日：平成 31 年 3 月 25 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヒロシマケンフクヤマシハナゾノチョウ 広島県 福山市 花園町 二丁目 7 番 1 号

名称（フリガナ）：フクヤマシノウギョウキョウドウクミアイ 福山市 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 占部 浩道

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jafukuyama.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（くわい）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：フクヤマ 福山 のくわい（フクヤマノクワイ）、Fukuyama no Kuwai

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：広島県福山市

5 農林水産物等の特性

「福山のくわい」は、福山市で栽培される青くわいである。

「福山のくわい」の特徴は、表面の青色が鮮やかな美しい外観をしており、ほっこりとした食感が優れていることである。

地元福山だけでなく、東京や近畿の市場関係者からも、「高品質の維持と長年にわたる安定した供給により他の産地を寄せつけない人気商品である。厳しく選果選別していることにより、グレードに応じた販路が定着している。」などと、高い評価を受けている。

「福山のくわい」の平成 28 年出荷量は 162 t で、全国シェアの 72.3%（平成 28 年農林水産省「地域特産野菜生産状況調査」）を占めている。

6 農林水産物等の生産の方法

「福山のくわい」の生産方法は以下のとおりである。

（1）種球

「福山のくわい」の種球は、在来 of 青くわいで、生産地で前年に自家採種したものから選別し、定植まで冷蔵保存したものを使用する。

(2) 栽培方法

- ・生産地である福山市において栽培する。
- ・栽培期間中は水が切れないように管理する。
- ・収穫後、泥・ごみを2回の洗いで取り除く。
- ・等級・階級・サイズ毎に選別する。

(3) 出荷規格

腐敗果、浮き果については出荷しない。

(4) 最終製品としての形態

「福山のくわい」の最終商品としての形態は、青果（くわい）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「福山のくわい」は、現在の福山市千田町の沼地に自生していたものを、明治35年頃、福山城周辺の肥沃な堀に持ってきたのが栽培の始まりとされている。

くわい生産に適している気象条件は、「全期間を通して温暖であること、特に塊茎肥大期以降、早期に降霜がないこと。気温の日較差が大きいほど、塊茎の肥大、色沢が向上する。」（『野菜園芸大百科 14』（社）農山漁村文化協会）といわれており、福山市は、平均気温15.7℃、平均日較差9.7℃、降水量1,160mm、日照時間2,082時間（気象庁過去の気象データ、1995～2019年の平均）と、瀬戸内の温暖な気候で、日照量が多いため、青くわいの生育に適している。

また、江戸時代、福山藩が新田開発をする際に、芦田川の水を送るため網目状の用水路を造設していたことから、湛水状態で栽培し、収穫時の掘り取り作業の工程、収穫後の洗いの工程でも多量の水を必要とする「福山のくわい」の栽培に必要な水の確保が可能であった。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和30年代からは、デパートなどの重箱詰めのおせち料理の販売量が増加し、「芽が出る」縁起のよい食べ物として、お正月にくわいを食べる習慣が全国に広がり、福山市南部を中心に作付面積が増加した。

昭和42年「福山くわい出荷組合」を設立し、講習会の実施による栽培技術の向上、種球の冷蔵貯蔵、検査員による出荷規格の徹底、遠距離輸送販売など、共同出荷によって市場の信頼を得ることで、全国第一位の産地となった。

食生活の変化等による需要の減少により、生産量は減少しているが、福山市が認定したマイスターが新規就農者に技術指導を行うなど、産地を維持する取り組みを行っている。

「福山のくわい」は、栽培技術に優れ、適切な栽培・出荷基準を守り、栽培履歴を記帳していることから、ふくやまブランド農産物推進協議会において、ふくやまブランド農産物に認定され、シンボルマークを表示して市場出荷されている。

福山市は、福山市環境イメージキャラクター「くわいちゃん」での広報活動を展開し、くわい音頭が地域の運動会・盆踊り大会で演じられ、小学生が校庭のミニ田んぼでくわ

いの栽培学習を行い、くわい料理が学校給食の献立に取り入れられるなど、地域住民に親しまれる農産物となっている。

また、「福山のくわい」は、地域団体商標に登録されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：福山市農業協同組合

登録商標：福山のくわい

指定商品又は指定役務：第31類 広島県福山市産のクワイ

商標登録の登録番号：5385225

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

〔登録日〕平成23年1月21日

〔更新登録日〕令和2年9月8日

〔更新登録後の存続期間の満了日過〕令和13年1月21日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の承諾の年月日：

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]